

視 察 ・ 調 査 報 告 書

<土木環境委員会>

令和7年第4回沖縄県議会（6月定例会）閉会中

令和7年7月30日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会視察・調査報告書

視察・調査日時

令和 7 年 7 月 30 日 水曜日

視察・調査場所

西原町、南城市

視察・調査事項

- 1 西原町池田地内土砂崩れについて
- 2 南城市佐敷沿岸の状況について

視察・調査概要

別紙のとおり

参加委員（8 人）

委員長	仲	里	全	孝
副委員長	糸	数	昌	洋
委員	喜	屋	武	力
委員	大	屋	政	善
委員	下	地	康	教
委員	新	垣	光	栄
委員	比	嘉	瑞	己
委員	瑞	慶	覧	長
				風

委員外議員（1 人） 座 波 一

議会事務局（2 人）

議会事務局政務調査課主幹	上運天	慎	也
議会事務局政務調査課主査	下地	健	太

別紙（視察・調査概要）

1 調査事項：西原町池田地内土砂崩れについて

（１）概要説明（西原町役場建設部長 宮平 智）

【現地で説明を受ける様子】



当該土砂崩れが発生した経緯として、平成26年、A社が那覇北路線の用地買収に伴い現在の場所に移転した。平成28年頃から切土、盛土が行われ、同年4月に第1回目の土砂崩落が発生した。同年11月、中部土木事務所がコンテナを利用した事務所の違法建築について同社に事情聴取している。

その後、平成29年2月、沖縄県土地対策課は中部土木事務所の通報を受け、現地を確認した結果、利用区域が3000平米を超えていないため、県土保全条例の対象外と判断している。その後令和元年6月、第2回目の土砂崩落が発生した。

令和3年3月、西原町都市整備課の確認で、違法建築物が拡大し、利用区域が3000平米を超える面積に拡大していることが判明した。その後、同年6月、第3回目の土砂崩落が発生した。同年7月、西原町は沖縄県に対し県土保全条例の適用を求めたが、適用除外とされた。同年11月24日、町は沖縄県土木建築部長へ要請した。

さらに、令和7年1月29日、町は沖縄県企画部長へ、再度、県土保全条例の適用を要請した。同年6月2日には町議会から県土木建築部長、県議会議長へ要請を行ったところである。

現状として、この10年間、町の指導を無視して同様の状態が繰り返されている。土砂が崩落した場所の下を通る池田2号線が土砂のポケット的な役割を果たし、高速道路への被害は免れた。3回の土砂崩落のうち、2回は町が土砂撤去を実施している。現在は池田2号線が約10年間封鎖されており、土砂がたまった状態である。土砂撤去費用の請求や法的な対応は行っていないが、違反開発を是正するような会議は県を含めて何度も行っている。崩落は民有地から発生しているが、民有地の所有者との協議は特に行っ

ていない。

現場はもともと地すべり危険地帯であり、そこに土砂が投棄されている。投棄されている土砂のほとんどが産業廃棄物であり、埋立ての許可は出ていない。農地法違反、都市計画法違反、建築指導など、町は指導してきたが、法の所管は県である。町としては盛土が高速道路に流れることを危惧しており、現在は県土保全条例に頼るしかないと考えている。

業者は自らを被害者と主張し、損害賠償請求には崩落原因の調査費用がかかるため、実質的に進まない。町は違法行為の是正を県に法的に対応してもらおうよう調整している。町は、適切な手続と安全性の担保があれば埋立の許可を出すと業者に伝えているが、業者は手続をしないまま、状況がどんどん変わっていつている。

(2) 質疑応答

Q 池田2号線が封鎖された際の町の対応と、損害賠償請求や撤去費用請求などの法的措置は取らなかったのか。

A 3回の崩落のうち2回は町が土砂撤去を行った。しかし、少量の雨でも土砂が落ちてくる状況が続き、町民の安全確保のため2回目以降は道路を封鎖し、約10年間続いている。撤去費用等の法的な請求は行っていない。違反開発の是正に関する会議は県と何度も持っている。

Q 崩落現場は民有地か町有地か。被害を受けた町として、民有地の所有者にどのような対処を求めたのか。

A 崩落現場は民有地である。民有地の所有者との特別な協議は持っていない。上部に土砂が盛られた荷重により、下の土地も地すべりを起こしている。

Q この問題は、道路の形状安定化と土砂の流れ込みという2つの側面から対処すべきではないか。道路沿いに擁壁はあったのか、またその上に土砂が積まれていったのか。

A この区域はもともと地すべり危険地帯である。その上へ土砂が投棄されている状況である。道路擁壁ではなく土砂である。擁壁は一部にあるが、土の状態の上に土砂を盛っている状況である。



Q 産業廃棄物が投棄されている現状で、町は地すべりや高速道路への影響を考慮して、土留めなどの対策を指導したのか。

A 町は業者に対して本体の是正を促す調整を、県と一緒に何度も行っている。

Q 埋立ての許可はどこが出しているのか。また、法的措置はどうなっているか。

A 埋立ての許可は出ていない。是正指導は続けているが、ほとんど無視されている状態である。法的にはまだ取り組んでいない。



Q 県は平成26年から10年間、違法性を認めながら口頭指導のみである。町と県はどのような調整をしているのか。

A 盛土部分の是正指導をどう進めるかの話をしている。町としては県土保全条例のような強制力のあるものでないと進まないと考えている。

Q 産廃業者であっても許可は出ていないのか。収用で許可が下りた可能性はないか。

A 許可は下りていない。収用でも許可を取らずに移転してきている。県に「ここは使っていいと確認した」と業者側は主張している。

Q 町としては業者にどのような指導をしているのか。

A 町は、手続を踏んで安全性を担保すれば、許可が出せない場所ではないので相談に乗ると言い続けている。しかし、業者は手続をしないまま状況を変え続けているため、いつ地すべりが起こるか分からず、町としては恐怖を感じている。

【土砂崩落により町道池田2号線が塞がれている様子】



2 調査事項：南城市中城湾港佐敷沿岸地域の状況について

(1) 概要説明（南城市土木建築部政策参与 玉城 勉）

南城市の玉城政策参与より、今回の陳情に至る背景と現状、課題について説明がなされた。資料は地域住民の声を多数反映している。陳情の対象である2件の要請決議は、30年余にわたる紆余曲折を経ており、現状に至っている。



問題が生じている主要な着眼点として、以下の3点が挙げられた。

1. 沖縄県の中城湾マリンタウン事業を断念したこと。
2. 中城湾港の港湾事業推進における利益とトカゲハゼ保全対策施策への対処、及び港湾管理者としての沖縄県の関わり。
3. 戦後、米軍が投棄したしゅんせつ土砂の問題や、マリンタウン事業による整備等が置き去りにされてきたこと。

これらの課題が進展しない要因として、人事異動による担当者の頻繁な変更、複数部署の関連、時間的制約が重なり合っている点が指摘され、事務的な協議だけでは解決が進まないため、南城市議会として県議会に直接現場を見てもらう必要があるとの思いから今回の陳情が出された。

マリンタウン事業は、昭和60年から国、県、地元4町村の共同調査として始まり、平成2年に港湾計画に位置づけられた。平成3年には県が事業主体となって埋立事業を統括する方向で進められたが、佐敷東地区はトカゲハゼの保全対策を検討する必要があるとして後回しにされた。トカゲハゼの問題などにより事業規模が当初の45.5ヘクタールから36.2ヘクタールへと変更されたが、それでも進捗せず、最終的に南城市誕生後の平成18年12月にマリンタウン事業の見直しが決定された。

しかし、この見直し後も港湾計画が変更されなかったため、護岸や排水路などのインフラ整備が停止し、最終的に港湾計画が変更されたのは令和4年であり、30年余り放置されてきた状況にある。当時の事業化方策検討会では県と4町村間で合意形成がなされたものの、覚書のような文書が交わされていなかったため、事業主体が不明確となり、事業の進捗を阻害する大きな要因となった。

取り残された佐敷沿岸域の現状と課題は以下の4点である。

- 1 1つ目の河口閉塞については、戦後、米軍が投棄したしゅんせつ土砂が

半世紀たった現在も悪影響を及ぼし、砂州や築島を形成している。これが現在の馬天港や兼久地区の河口閉塞の主な原因となっている。

2つ目の築島の保全については、かつてはサトウキビも栽培され、町有地であった築島は、護岸整備が行われなかったため高潮で浸食され、海没地となっている。築島はもともと200メートル沖合にあったが、自然の力で陸側に寄ってきており、排水路を塞いでいる。現在の陸に寄った築島は無地番の状態になっている。

3つ目の干潟環境の悪化については、砂州が沿岸域に接岸し、水深の深かった沿岸域にも泥がたまり、トカゲハゼを含む生態系に悪影響を及ぼしている。マングローブの繁茂も、かつていた生物の減少につながっている可能性がある。

4つ目の護岸老朽化と海辺のまちづくりとの乖離については、30年以上事業が進まなかったため、既存の護岸は老朽化している。佐敷地域の人々の悲願であった新開中央線を東側へ延伸する「海辺のまちづくり」計画も白紙状態が続いており、住民からは「いつ道ができるのか」と苦情を寄せられている。

マリンタウン事業は西原・与那原地区では埋立てにより「東浜」が開発され栄えた一方、佐敷地域では進展がなく、住民からは人口減少に対する不満の声が上がっている。兼久地区や富祖崎地区では、河口閉塞や排水路の問題により、大雨時に道路冠水や家屋浸水の被害が発生している。

老朽化した護岸の整備は、トカゲハゼの最大生息地と重なるため事業化に至らない状況にある。馬天港も大東航路や久高航路でにぎわっていた往時の面影を失っており、地域住民の切実な思いがある。

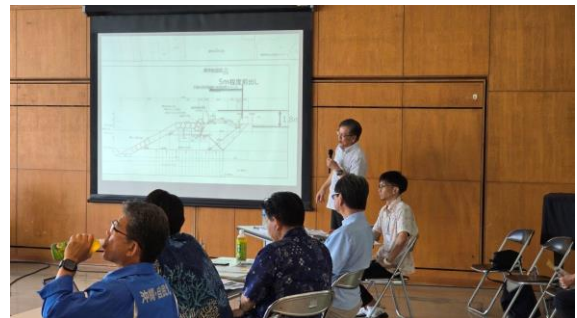
県と南城市は「総合調整会議」を開催し問題解決に取り組んでいるが、南城市が求める「親水性のある景観を崩さない護岸」に対し、県は「波を抑える構造を中心とした老朽化対策」を進めようとしており、認識のずれが生じている。

南城市は、佐敷沿岸域の課題は南城市だけで対応不可能であり、沖縄県が港湾管理者として主導的な役割を果たすべきだと主張している。しかし県は「護岸整備は要件が合えば行うが、実施主体は市」というスタンスで、事務方では進みにくい状況にある。

南城市は、地域住民の意見やヒアリングに基づき、大規模な埋立てによらない「海辺のまちづくり構想」を策定し、新開中央線の沿岸部を通した東側への連結、閉塞対策の導流堤、築島の浸食対策としての護岸整備などを県に求めている。

馬天港の北側海岸線では、かつて港湾計画があった場所を海岸事業に切り替えることで、護岸整備と養浜、突堤設置が進み、排水対策と土地利用が一気に進んだ成功事例がある。南城市はこの事例を参考に、佐敷沿岸域でも同様の解決策を求めている。

要請決議の目的と趣旨は、沖縄県の上層部での判断と決断、及び国に対する対処を求める働きかけを通じて、長年置き去りにされてきた住環境の改善と地域活性化を急務として実現することにある。具体的には、米国が投棄したしゅんせつ土砂に係る問題について戦後処理の課題として国と連携し、トカゲハゼの保全と住環境・地域活性化の両立を県の責務として行うこと、及びハイレベルでの実施方策を議論する場を設けることなどを求めている。また、地域住民との意思疎通を図り、周辺施設との一体利用に留意した整備を求めている。



（２）質疑応答

Q マリントウン事業の当初のマスタープランの内容は。

A 国と県、地元４町村で共同調査し、それぞれのまちづくりの観点から埋立計画を作成した。港湾事業と補助



助金が前提だった。当初は西原・与那原、佐敷東、知念の３地区で計画されたが、国から近距離で同じ施設は不要との指摘があり、事業採算性を検討し、西原・与那原地区に港湾施設が集約された。佐敷・知念は平地が少ないため都市機能用地とする方向で応募した。西原・与那原が先行したため、佐敷・知念は港湾施設がなく補助金を得られなくなった。

Q 新開地区護岸の予備設計はどのように作成され、市に示されたのか。

A 海岸保全地域指定と補助金取得のため、県が予備設計を行った。県は老朽化対策としての越波対策を重視し、住宅地ではない公園の背後地にも高い係数を適用した。市は景観・親水性を重視し、高さの低減や波を和らげる構造物の設置を求めたが、県と市の認識にずれがある。県は再検討中だが、地元との意見交換なしで設計が進められたため、市は住民に説明できないと伝えている。

Q 県との合同調整会議はどのくらいの頻度で行われているか。

A 最初は環境、海岸防災、河川、港湾、農林の各部署をまとめて実施したが、事業要件に捉われ個別対応化している。進みそうな新開護岸の話は年1～2回程度である。全体的な青写真の方向性が定まらず、南部土木事務所との個別協議が主になっている。

Q 護岸沿いに自転車活用推進法などの予算活用は検討したか。

A 防衛関係事業なども検討したが、優先順位の問題がある。築島は無地番であり、海岸事業や国保全の観点からの扱いが難しい。問題の根本原因が戦後処理の投棄土砂であるため、国に知恵を絞ってもらい、築島の土地利用や護岸整備と干潟保全のセットでの活用を期待している。



Q 港湾計画から佐敷・知念が外されたのは適切だったか。港湾計画に残すべきではなかったか。

A 港湾機能を持つ埋立を望んだが、港湾補助事業を得られる施設が西原・与那原に集約され、佐敷は都市機能用地となったため認識のずれが生じた。築島は無地番なので、まずは国に地番を打つ作業を依頼し、土地利用を進めたい。導流堤と護岸整備をセットにした大規模埋立によらない解決策を模索している。馬天港の進捗が遅い中で、港湾課での対応も難しい側面がある。

Q 米軍の戦後処理問題は築島だけの話か。

A 主には築島の問題として認識している。トカゲハゼの保全も関連する。砂州が害を及ぼさなければよいが、干潟の生物にも影響が出ている。地元の方々からすると、環境が変わってるじゃないかと、何もしてこなかったことが対策だったのか、何のために我々は港湾整備を諦めたのかという思いや不満がある。港湾管理者としての県の全体的な視点からの回答がない。



Q 築島の浸食状況と、川の流れの変化による内陸側の水没対策はどうなっているか。

A 河口閉塞対策は市町村の範囲と承知しているが、導流堤がないと応急処置の繰り返しになる。しゅんせつ土砂については県の対処を求めたい。市もトカゲハゼの保全を考慮し、土砂が打ち込まない対策を継続している。県は市町村の範囲であると主張し、市はもともとの原因が戦後処理の問題であるということで、議論が平行線になっている。

Q 県内には埋立てや何かを造ったことで潮の流れが変わり、それが原因でこのような現象が起こっているところがたくさんある。海岸沿いは県の責任でやるべきだと思うがどうか。

A 我々もそう考えている。二級河川以上は県、三級河川は市町村と線引きされるが、グレーな事業が多く、他市町村も同様の悩みを抱えている。制度が変わるタイミングを捉え、まずはできるところから進めるが、県と市の考え方の違いが課題である。他市町村との連携も必要だと思っている。

Q 令和5年3月に策定された佐敷海岸海辺のまちづくり構想は、これまで県に求めた事項と合致しているか。

A 港湾計画の見直し作業中に口頭で説明していたが、具体的に作成するよう言われ、市議会の予算措置と市民との対話を経て作成し、調整会議で提示した。課題となっている案件を含め提示している。

Q 河口閉塞対策は毎年実施しているが、防災の観点での対策はどうか。

A 恒久的な構造物には手続上の課題があるため、応急処置としてトンプロック設置、しゅんせつ、マングローブ伐採を実施している。しかし数年で元に戻る。トカゲハゼへの影響も考慮する必要があり、どこまで触っていいのかもなかなか分からず難しい事業である。



Q 新開地区護岸の予備設計で、市の考えは防災よりも眺望・親水性を重視しているのか。

A 地域住民からは親水性重視の声を何度も聞いている。事業化の際に地元と意見交換をしてほしいと南部土木に伝えている。背後地が公園なので、ある程度許容できる範囲で高さを下げられないか検討をお願いしている。

Q 住民を交えた県側との意見交換はこれまでなかったのか。

A 県は予備設計案を市に提示し、オーケーが出れば海岸保全地域指定の手続に進む流れとなる。その後に公聴会のような手続があるが、その段階まで行くと後戻りできないため、市は踏みとどまって再検討を求めている。県議会の後押しがあれば、住民との落としどころを見つけて進めることができると思う。

Q 築島の番地の問題で、国との調整はどうか。

A 防衛施設局や総合事務局には相談済みだが、事業要件の話になり進みにくい。市長や副市長、市議会など、より上位レベルからの判断を求める動きが必要である。県議会に実態を把握してもらい、県と一緒に国に働きかけができれば、解決の糸口になる。



Q トカゲハゼの生息地と個体数はどうなっているか。環境悪化で減少しているのか。

A 佐敷東地区の内干潟が最大生息地として保全計画で位置づけられた。かつては中城港湾にしかいないとされたが、今は漫湖公園にも生息している。生息地の状況も変わり、現在は内干潟ではなく砂州周辺に生息している。個体数は300～400程度で、おおむね減少傾向にある。また、マングローブの繁茂により、かつていた生物がいなくなっている可能性も懸念される。

※当日は地震による津波警報が発令されていたため、予定していた現場踏査は中止し、議会バスの車上から確認するのみとした。

以上